

総会次第

審議事項

第1号議案 令和6年度事業報告について

第2号議案 令和6年度収支決算報告について

第3号議案 令和6年度慶弔費収支決算報告について

第4号議案 令和6年度特別会計収支決算報告について

第5号議案 令和6年度PTA創立記念積立金決算報告について

第6号議案 PTA規約等の改正について

第7号議案 令和7年度事業計画案について

第8号議案 令和7年度収支予算案について

第9号議案 令和7年度役員案について

その他

令和6年度 PTA 事業報告

1. 令和6年度 PTA 事業について

令和6年度の活動について下記にご報告申し上げます。

■本部活動

- ・ PTA 活動全体の計画・運営・会計監査
- ・ PTA 便り「しいの実」、広報誌「しいのき」などの発行
- ・ 県 P 連、市 P 連への参加
- ・ 国分寺跡除草作業の実施（6月1日、7月20日、9月28日）
- ・ 親子で学校キレイにし隊の実施（隔月）
- ・ 親子クリーンアップ大作戦の実施
- ・ 運動会の開催支援
- ・ PTA 主催ふれあい祭りの計画・実施
- ・ 次年度 本部役員の選考活動
- ・ 6 学年 卒業記念品等準備

■ボランティア活動

- ・ 国分寺跡除草作業の実施
- ・ 親子で学校キレイにし隊の実施（隔月）
- ・ 親子クリーンアップ大作戦の実施
- ・ 運動会の開催支援
- ・ PTA 主催ふれあい祭りの計画・実施
- ・ 6 学年 卒業記念品等準備

2. 一年間を振り返って

日頃より P T A 活動にご理解・ご協力をくださり、保護者の皆様には深く御礼申し上げます。令和6年度は委員会制度を休止し、保護者の皆様よりボランティアを募り活動を行うことが出来ました。

今年度は、150周年記念ということで、児童が様々な職業を体験できる「コッザニア」（国小版キッザニア）を実施致しました。1年生から6年まで大変盛り上がり、児童に喜んで頂けたと思います。

この場をお借りして、保護者の皆様に深く感謝御礼申し上げます。

様々なご協力に支えられ無事 P T A 活動を実施することが出来ました。今後はさらに分かりやすく、参加しやすい、子供たちの為の楽しい P T A 活動を目指して活動していきたいと考えています。

令和7年度もご協力の程、宜しく申し上げます。

令和6年度

PTA会計決算報告

1 収入総額	2,221,655	円
2 支出総額	1,433,553	円
3 差引残高	788,102	円

1 収入の部 2,221,655円

項	目	本年度予算額	収入額	付記
1	会費	1,458,000	1,497,960	
2	繰越金	708,138	708,138	前年度繰越金
3	雑収入	10	15,557	貯金利息・補助金
合計		2,166,148	2,221,655	

2 支出の部 1,433,553円

款	項	目	節	本年度予算額	執行額	予算残額	付記				
PTA費	1	運営費		190,000	78,198	111,802					
			1	会議費	10,000	7,989	2,011	飲み物代			
		2	事務費	180,000	70,209	109,791					
			1	消耗品費	50,000	5,299	44,701				
			2	印刷製本費	10,000	0	10,000				
			3	通信運搬費	10,000	0	10,000				
			4	分担金	50,000	42,250	7,750	県P連分担金等			
			5	渉外費	50,000	21,780	28,220	県教育会賛助会			
			6	雑費	10,000	880	9,120				
		2	活動費	3	活動費	700,000	329,353	370,647			
				1	旅費	10,000	0	10,000			
				2	広報活動費	350,000	91,500	258,500	「しいの木」印刷代		
				3	研修費	10,000	0	10,000			
	教育 振興費	3	教育振興費		1,260,000	1,026,002	233,998				
				4	教材費	110,000	30,888	79,112			
					1	教材費	100,000	29,388	70,612	各種教材	
					2	図書費	10,000	1,500	8,500	書籍類	
					5	学校行事費	20,000	185,210	-165,210	各種学校行事補助	
					6	研究費	30,000	9,050	20,950	各種職員研修補助	
					7	環境整備費	950,000	696,854	253,146	備品修繕等	
					8	特別支援教育振興費	150,000	104,000	46,000	しいの木学級等教材	
				4	予備費	9	予備費	16,148	0	16,148	
						合計	2,166,148	1,433,553	732,595		

3 差引残額 788,102円 残金は次年度に繰り越します。

令和7年 3月27日

上記のとおり決算報告いたします。

下野市立国分寺小学校 PTA会長

工藤 直寛



令和7年 3月27日

会計諸帳簿各種証書類について監査の結果、上記の決算に相違ないことを報告いたします。

下野市立国分寺小学校 PTA監査 高橋 裕美 稲葉 美貴 堀部 真耶



令和6年度 PTA慶弔費収支報告書

1. 収 入 302,771 円

(内訳)

項 目	決算額
① 会費(260円×463名)	120,380
② 前年度繰越金	182,336
③ 雑収入(貯金利子)	55
合 計	302,771

2. 支 出 192,153 円

(内訳)

項 目	決算額
① 転退職者餞別金	93,000
② 退職役員花束代・他雑費	8,773
③ 退任役員記念品代	10,000
④ 教職員結婚祝い	10,000
⑤ 教職員出産祝い・見舞い等	5,000
⑥ P・T会員葬儀香料・生花料	64,500
⑦ 新通帳への振込み手数料	880
合 計	192,153

3. 残 金 110,618 円

なお、残金 110,618円は次年度に繰り越します。

令和7年 3月27日

上記のとおり収支報告いたします。

下野市立国分寺小学校 PTA会長 工藤 直寛



令和7年 3月27日

会計諸帳簿各種証票類について監査の結果、上記の収支に相違ないことを報告いたします。

下野市立国分寺小学校 PTA監査

高橋 裕美

稲葉 美貴

堀部 真耶



令和6年度 PTA特別会計収支報告書

1. 収入 1,314,785 円

(内訳)

項目	決算額
① 前年度繰越金	996,397
② 国分寺跡地清掃活動補助金①～③	318,000
③ 雑収入(貯金利息)	388
合 計	1,314,785

2. 支出 310,000 円

(内訳)

項目	決算額
シュレッダー	310,000
合 計	310,000

3. 残 額 1,004,785 円

なお、残金 1,004,785 円は次年度に繰り越します。

令和7年 3月27日

上記のとおり収支報告いたします。

下野市立国分寺小学校 PTA会長 工藤 直寛



令和7年 3月27日

会計諸帳簿各種証票類について監査の結果、上記の収支に相違ないことを報告いたします。

下野市立国分寺小学校 PTA監査

高橋 裕美

稲葉 美貴

堀部 真耶



令和6年度 PTA創立記念積立金 会計収支報告書

1. 収 入 1,505,108 円

(内訳)

項 目	決算額
① 前年度までの積立金	1,504,812
② 解約利息	124
③ 貯金利息	172
合 計	1,505,108

2. 支 出 1,408,491 円

(内訳)

項 目	決算額
① 記念式典生花・白布	26,513
② 記念スライド動画	53,000
③ 祝い菓子	197,600
④ 校旗	860,000
⑤ 高藤選手トークショー関係	138,498
⑥ 150周年記念誌	132,000
⑦ 新通帳への振込み手数料	880
合 計	1,408,491

3. 残 額 96,617 円

なお、残金

96,617 円は次年度に繰り越します。

令和7年 3月27日

上記のとおり収支報告いたします。

下野市立国分寺小学校 PTA会長 工藤 直寛



令和7年 3月27日

会計諸帳簿各種証票類について監査の結果、上記の収支に相違ないことを報告いたします。

下野市立国分寺小学校 PTA監査

高橋 裕美

稲葉 美貴

堀部 真耶



国分寺小学校父母と先生の会（P.T.A）規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は国分寺小学校父母と先生の会（P.T.A）という。

第 2 条 この会は事務所を国分寺小学校内に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 3 条 この会は父母と先生とが協力して学校と家庭と社会における児童の健全な成長をはかり、教育の理解と振興につとめるため、会員の学習や活動を行うことを目的とする。

第 4 条 この会は前条の目的をとげるため、次の活動をする。

- 1 父母会員、先生会員が親しみ学校と家庭の教育を理解し合うように努める。
- 2 学校と家庭とが連携し合って、児童の生活の指導をする。
- 3 児童の生活環境をよくする。
- 4 公教育費の充実を促進するように働きかける。
- 5 その他必要と認める事項。

第 3 章 方 針

第 5 条 この会は教育の振興を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 児童、青少年教育や福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- 2 会員の総意に基づいて父母と先生が会員として同等な立場で運営される。
- 3 特定の政党や宗派にかたよる活動やもっぱら営利を目的とする行為は行わない。
- 4 この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 5 学校の人事、管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

第 6 条 この会の会員となることができるものは、

- 1 正会員 ア 児童の父母またはこれに代わるもの
イ 先生
- 2 特別会員 この会の目的に賛同して活動に参加するもの
ただし、運営委員の決定を得るものとする。

第 7 条 この会の会費は父母が共同して月額 270 円を納入するものとする。なお、先生も月額 270 円を納入するものとする。ただし、特別会員の会費は月額 270 円以上とする。

第 5 章 役 員

第 8 条 この会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1 名
- 2 副会長 4 名以内
- 3 書 記 2 名以内、副書記 1 名 …… 先生
- 4 会 計 2 名以内、副会計 1 名 …… 先生
- 5 顧 問 1 名 …… 校長
役員は他の役員、監査委員を兼ねることができない。
書記長、会計長をおくことができる。

第 9 条 役員は選考委員会又は前年度役員会において選出し、総会の承認を得るものとする。

第 10 条 役員任期は、原則として 2 年とする。ただし、再任はさしつかえない。

第 11 条 会長は次の職務を行う。

- 1 総会及び運営委員会を招集し、会議の議長となることができる。
- 2 他の役員及び校長の意見をきいて、常置委員会の委員長・副委員長及び学年委員長・副委員長を委嘱することができる。
- 3 運営委員会又は役員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。
- 4 会長は必要に応じてすべての集会に出席して意見をのべることができる。
- 5 必要に応じて役員会を召集することができる。

第 12 条 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

第 13 条 書記は次の職務を行う。

- 1 総会及び運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- 2 記録通信、その他の書類を保管する。
- 3 書記長は庶務全般のまとめをする。

- 4 副書記は書記を補佐する。
- 第14条 会計は次の職務を行う。
- 1 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
 - 2 定期総会には会計報告をする。
 - 3 この会の財産を管理する。
 - 4 予算の立案に協力する。
 - 5 会計長は予算執行状況の円滑をはかり、会長と連絡をとり適正をはかる。
 - 6 副会計は会計を補佐する。

- 第15条 顧問は次の職務を行う。
- 1 必要に応じすべての会議に出席して意見をのべることができる。

第6章 会 計

- 第16条 この会の活動に要する経費は会費・寄付金・その他の収入によってあてる。
- 第17条 この会の会計は総会において決議された予算に基づいて行われる。
- 第18条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第19条 この会の会計年度は 4月 1日からはじまり翌年 3月31日におわる。

第7章 監査委員

- 第20条 この会の運営や会計を監査するために3名の監査委員を置く。
- 第21条 監査委員は選考委員会又は前年度役員会で選出し、総会の承認を得るものとする。
- 第22条 監査委員は必要に応じ随時監査を行うことができる。
- 第23条 監査委員の任期は1年とする。ただし、再任はさしつかえない。

第8章 役員・監査委員選考委員会

- 第24条 役員及び監査委員を選考するために、選考委員を置くことができる。
- 第25条 選考委員会の委員の数と選出方法は細則できめる。
- 第26条 選考委員会の委員はその任務を終了したときに解任される。

第9章 総 会

- 第27条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第28条 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- 定期総会は4月に開催する。
- 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、また会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。
- 第29条 総会は会員の5分の1以上の出席者で成立し、議事は出席者の過半数で決する。

第10章 運営委員会

- 第30条 運営委員会は役員・常置委員会の委員長・学年委員長・臨時委員会の委員長をもって構成される。
- 運営委員会は重要事項について審議し、各常置委員会及び学年委員会の連絡調整をはかり、総会に提出する議案を作成する。また、緊急重要事項については運営委員会において特別措置をとることができる。ただし、各委員会の権限をおかしてはならない。なお、運営委員会が議事を審議できない場合は、役員会をもってかえる。

- 第31条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、また構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

- 第32条 運営委員会の議事は出席者の過半数できめる。

第11章 常置委員会ならびに臨時委員会

- 第33条 この会の活動に必要な事項について調査研究立案するために常置委員会を置くことができる。常置委員会について必要な事項は細則できめる。

- 第34条 特別な事項については臨時委員会を設けることができる。
- 臨時委員会について必要な事項は細則できめる。

第12章 学年委員及び学級委員

- 第35条 学年や学級独自の活動を行うため学年委員及び学級委員を置くことができる。
- 学年や学級の活動についての必要な事項は細則できめる。

第13章 補導委員

- 第36条 各地区の活動を円滑にするために、補導委員を置く。
- 補導委員の活動についての必要な事項は細則できめる。

第14章 細 則

- 第37条 イ この会の運営に関して必要な細則はこの規約に反しない限り運営委員会又は役員会の議決を経て定める。
ロ 運営委員会又は役員会は細則を制定し、または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第15章 改 正

- 第38条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は前もって全会員に知らせておかなければならない。

第16章 付 則

- 第39条 この規約は昭和47年 月 日より実施する。
昭和62年 4月16日 一部改正
平成7年 4月21日 一部改正
平成18年 4月21日 一部改正
平成19年 4月20日 一部改正
平成23年 2月22日 一部改正
令和6年 5月9日 一部改正
令和7年 5月 日 一部改正

国分寺小学校父母と先生の会（P. T. A）細則

第1章 役員並びに監査委員の選出及び就任

- 第1条 役員並びに監査委員の選出及び就任は次のとおり行われる。
1 選考委員は次の方法によって選ぶことができる。
イ 選考委員は学年で2名選出し、互選により委員長1名・副委員長2名を決定する。
ロ 選考委員の選出は前年度3月中に行い、選考委員会を後期中に開くものとする。
2 選考委員は役員及び監査委員になることはできない。
なお、運営委員会の推薦により同委員1名が選考委員会に出席することもできる。
3 選考の結果、その氏名を発表する前に本人の同意を得なければならない。
4 役員及び監査委員は定期総会において承認され就任する。
- 第2条 会長に欠員を生じたとき、互選により副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第3条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会がこれを補充することができる。任期は残任期間とする。

第2章 総 会

- 第4条 定期総会は原則として4月中に開催し、支障あるときは遅くとも5月中に開催されなければならない。
- 第5条 会員の移動に関する報告及び選考委員会又は前年度役員会で選考された新役員の承認並びに年間計画収支予算の審議決定は定期総会において行う。
- 第6条 監査を経た収支決算額の承認は定期総会において行う。
- 第7条 総会において議事の円滑な進行を計るため議長団を構成することができる。

第3章 会費の納入

- 第8条 先生または父母いずれか1人の場合においても会費は月額270円とする。
区域内在住の先生はいずれか一方の会費を納入するものとする。
- 第9条 会費は5月中に学校集金により本部会計に納入する。
ただし、特別会員の会費は、直接本部会計に納入するものとする。

第4章 監査委員

- 第10条 この会の監査委員は役員以外の会員中から選ぶものとする。

第5章 常置委員会及び臨時委員会

- 第11条 常置委員会は原則として広報委員会・研修委員会・厚生委員会を置くことができるものとする。
- 第12条 臨時委員会はその任期を終了したときに解散する。
- 第13条 各常置委員会の委員は学年で2名選出し、互選により委員長1名・副委員長2名を決定する。ただし、補導委員会の委員に限り各地区の委員をもって構成し、委員の数は別表に定める。

必要に応じ、各常置委員会の中に書記・会計を置くことができる。先生はいずれかの委員会に所属することができる。

第14条 常置委員会の委員長及び副委員長並びに委員の任期は1年とする。ただし、再任はさしつかえない。

第15条 広報委員会は
1 この会の趣旨解明につとめる。
2 会員相互の連絡、通信の伝達などを行い、各種委員会の活動に協力する。
3 機関紙PTAだよりを編集、発行する。

第16条 研修委員会は
1 すべての会員が一層よい父母、よい先生となるように種々の研修の機会をつくり、互いにみがき合うようにつとめる。
2 地域社会に対してこの会の教育的な催しに参加する機会をあたえる。

第17条 補導委員会は
1 児童の家庭生活、社会生活並びに児童相互の自主的団体生活の補導及び指導をする。
2 児童の交通安全を守るための指導や協力をする。
3 地域・環境の改善、充実にあたる。

第18条 厚生委員会は
1 会員及び児童の福利厚生に寄与する計画に協力する。
2 学校の施設改善に協力し児童の生活環境をよくする。
3 学校給食が十分な効果をあげるように協力し、各家庭の食生活の改善をはかる。

第6章 学級(学年)委員

第19条 各学級で互選によりそれぞれ2名の学級委員(学年委員)を選出することができる。各学年ごとに学年委員長1名、学年副委員長2名を互選し、会長がこれを委嘱する。なお、学級(学年)に書記2名を置くことができる。

第20条 イ 学級(学年)委員は、学級集会・学級父母の会または学年集会・学年父母の会をもち、その学級・学年独自の活動にあたる。
ロ 学級(学年)の書記は、学級(学年)の集会の記録をとる。

第21条 学級(学年)集会は、会員相互の親睦をはかり互いに学習し合う。学級(学年)父母の会は、学校・学年・学級の教育目標・経営方針・努力点等を理解し合う。

第7章 補導委員

第22条 補導委員は、別表1に基づき会員の互選により選出する。
また、別表1の各地区による代表委員を置く。なお、補導委員は
1 地区内児童の補導や登校班編成、指導にあたる。
2 地区内の教育関係行事に進んで協力する。
3 代表委員は各地区の委員との連絡にあたる。

第8章 学校長

第23条 校長は学校経営並びに教育上、PTAのあらゆる活動について助言をのべることができる。

第9章 慶弔規定

第24条 慶弔規定は別に定める。

第10章 改正

第25条 この細則は運営委員会又は前年度役員会において構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案はあらかじめ運営委員会又は役員会の構成員に知らせておかなければならない。なお、改正の結果は次期総会に報告しなければならない。

(註) この細則は昭和47年 4月 日より実施する。

昭和62年 4月16日 一部改正

平成 4年 4月22日 一部改正

平成 7年 4月21日 一部改正

平成 8年 4月19日 一部改正

平成18年 4月21日 一部改正

平成19年 4月20日 一部改正

平成20年 4月18日 一部改正

平成21年 4月17日 一部改正
 平成23年 2月22日 一部改正
 平成26年 3月31日 一部改正
 平成28年 3月31日 一部改正
 令和 6年 3月15日 一部改正

別表1 各地区は下記のとおりとし、委員の人数は地区内の実状により決定する。
 下町 仲町 上町 駅前 笹原 関根井 箕輪
 川北 川南 川東 泉町 スクールバス（直売所、やくさま、学童前）

国分寺小学校PTA慶弔規程

- 第1条 本会細則第24条により細則として定める。
 第2条 この細則は、PTA会員、児童及び特に定める場合に適用する。
 第3条 慶弔費は 年額 260円とする。
 第4条 慶弔規定の適用範囲は下記のとおりとする。
 1 表 彰（県以上）
 2 結 婚（T会員）
 3 出 産（運営委員及びT会員）
 4 傷 病（重病または2週間以上の入院）
 5 転 出 入（T会員）
 6 退 職（運営委員、監査委員及びT会員）
 7 死 亡
 8 その他
- 第5条 前条の慶弔の実施は下表による。ただし、この規定によりがたいときは、運営委員又は役員会で協議の上決める。

区分 事項	運営委員・監査・T会員		会 員	児 童	備 考
	本 人	配偶者一親等			
表 彰	5,000円				
結 婚	5,000円				
出 産	5,000円	5,000円			
傷 病	5,000円				
転退職	T会員1年未満 3,000円、1年増すごとに 1,000円加算(最高限度額は 10,000円)役員には感謝状等を贈る				
死 亡	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	花環一基またはそれに相当するもの
その他	5,000円		5,000円		協議のうえ決定

- ※ 運営委員、監査、T会員の配偶者の父母（同居）死亡のときは、香料5,000円を贈る。
 ※ 転出転入（T会員）の場合には歓送迎会を開く。ただし、転入者は会費相当額を納入する。

- 第6条 本規定は、運営委員会又は役員会の議決を経て総会に報告する。
 第7条 本規定の改正は、細則第25条による。

付 則

- 第8条 見舞、会葬は会長が代表する。
 第9条 慶弔に対する返礼は辞退する。
 第10条 慶弔費の収支は別会計とする。

本規定は、昭和49年 4月22日より実施する。
昭和52年12月 7日 一部改正
昭和55年 4月23日 一部改正
平成 7年 4月21日 一部改正
平成 8年 4月19日 一部改正
平成10年 4月23日 一部改正
平成13年 4月20日 一部改正
平成22年 2月22日 一部改正
平成23年 2月22日 一部改正
令和 6年 3月15日 一部改正

令和7年度PTA事業報告

1. 令和7年度PTA事業について

令和7年度の活動について下記にご報告申し上げます。

■本部活動

- ・PTA活動全体の計画・運営・会計監査
- ・PTA便り「しいの実」、広報誌「しいのき」などの発行
- ・県P連、市P連への参加
- ・国分寺跡除草作業の実施（5月31日、7月26日、9月27日）
- ・親子で学校キレイにし隊の実施（隔月）
- ・親子クリーンアップ大作戦の実施
- ・運動会の開催支援
- ・PTA主催ふれあい祭りの計画・実施
- ・次年度 本部役員の選考活動
- ・6学年 卒業記念品等準備

■ボランティア活動

- ・国分寺跡除草作業の実施
- ・親子で学校キレイにし隊の実施（隔月）
- ・親子クリーンアップ大作戦の実施
- ・運動会の開催支援
- ・PTA主催ふれあい祭りの計画・実施
- ・6学年 卒業記念品等準備

令和7年度 PTA会計予算(案)

1 収入総額	2,304,432 円
2 支出総額	2,304,432 円
3 差引残高	0 円

1 収入の部 2,304,432円

項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	付記
1	会費	1,516,320	1,458,000	58,320	3240円×437P 3240円×31T
2	繰越金	788,102	708,138	79,964	前年度繰越金
3	雑収入	10	10	0	貯金利息・補助金
合計		2,304,432	2,166,148	138,284	

2 支出の部 2,304,432円

款	項	目	節	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	付記
PTA費	1 運営費			190,000	190,000	0	
		1 会議費		10,000	10,000	0	飲み物代等
		2 事務費		180,000	180,000	0	
			1 消耗品費	50,000	50,000	0	色画用紙・文具等
			2 印刷製本費	10,000	10,000	0	インク・マスター等
			3 通信運搬費	10,000	10,000	0	封筒・送料
			4 分担金	50,000	50,000	0	県市P連分担金等
		5 渉外費	50,000	50,000	0	県教育会賛助会	
		6 雑費	10,000	10,000	0		
	2 活動費	3 活動費		540,000	700,000	△ 160,000	
		1 旅費		10,000	10,000	0	PTA研修会参加費
		2 広報活動費		150,000	350,000	△ 200,000	「しいの木」作成代
		3 研修費		10,000	10,000	0	会員研修費等
	4 補導費		30,000	30,000	0	交通指導用品	
	5 厚生費		150,000	100,000	50,000	奉仕作業用品	
	6 学年費		10,000	10,000	0	運動会用品	
	7 選考委員会費		0	10,000	△ 10,000		
	8 ボランティア委員会費		150,000	150,000	0	保険代等	
	9 歓送迎会費		30,000	30,000	0	歓送迎会費用	
教育振興費	3 教育振興費			1,570,000	1,260,000	310,000	
	4 教材費			110,000	110,000	0	
		1 教材費		100,000	100,000	0	各種教材
		2 図書費		10,000	10,000	0	書籍類
	5 学校行事費			350,000	20,000	330,000	音楽鑑賞会補助 各種学校行事補助
	6 研究費			30,000	30,000	0	各種職員研修補助
	7 環境整備費			930,000	950,000	△ 20,000	備品修繕等
	8 特別支援教育振興費			150,000	150,000	0	しいの木学級等教材
予備費	4 予備費	9 予備費		4,432	16,148	△ 11,716	
合計			2,304,432	2,166,148	138,284		

3 差引残額 0 円

令和7年 4月 28日

上記のとおり提案いたします。

下野市立国分寺小学校 PTA会長

工藤 直寛

令和7年度 P T A本部役員（案）

役 職	氏 名（敬語略）	備 考
会 長	工藤 直寛	
副会長	須藤 良透	新 任
	須藤 大海	新 任
	阿久津 友紀	
	山中 愛	
書 記	石川 敦郎	
	稲葉 美貴	
	白石 孝子	教 頭
会 計	新井 聡子	
	田中 まどか	新 任
	芋川 晴恵	教務主任
顧 問	石島 直	校 長

令和7年度 監査委員（案）

監 査	高橋 裕美	
	堀部 真耶	
	高柳 美希	新 任